

## 豊田市低炭素社会システム実証推進協議会 規約

---

### (目的)

第1条 この協議会(以下、本会という)は、生活者に関する社会コストの低減を行う世界で最も費用対効果および市民満足度の高い低炭素社会システムの構築ならびに国内外で普及可能な地方都市型低炭素社会システムの構築に寄与することを目的(以下、本目的という)とする。

### (名称)

第2条 本会の名称は、「豊田市低炭素社会システム実証推進協議会」とする。

2 本会は、前項の名称のほか、本会の略称、愛称、ロゴマーク、マスコットキャラクター等(以下、略称等という)を定めることができる。

### (活動内容)

第3条 本会は、本会を構成する会員(以下、本会員という)がワーキンググループまたは委員会(以下、ワーキンググループ等)を設けて行う、豊田市における低炭素社会システム実証事業および地方都市型低炭素社会システムの国内外での普及検討(以下、本事業等という)に関し、次の各号に定める活動(以下、本活動という)を行う。

- (1) 本事業等の企画・推進・連絡調整
- (2) 各種関係機関・団体等との連絡調整
- (3) 本会および本事業等に関する外部への情報発信および広報活動
- (4) その他、本目的のため必要な活動

### (会員)

第4条 本会員の種別(以下、会員種別という)は、次の各号の通りとする。

- (1) 一般会員 1つまたは複数のワーキンググループ等に所属して本事業等に参画する会員
  - (2) 特別会員 本事業等に関する助言・援助を行う会員
- 2 一般会員の各ワーキンググループ等への所属および脱退については、一般会員の申請により、第9条に定める幹事会(以下、幹事会という)が承認する。

### (入会)

第5条 本会への入会にあたっては、本会の定める申し込み手続きを行い、入会について、幹事会の承認を得なければならない。

2 本会に入会する者の会員種別は、前条第1項各号の定義に従い、入会時において幹事会が決定する。

(資格喪失に伴う退会)

第6条 一般会員が、いずれのワーキンググループ等にも所属しなくなった場合には、本会を退会する。

(除名)

第7条 本会員が次の各号のいずれかに該当すると幹事会が認めたときは、当該会員を本会から除名することができる。

- (1) 本規約への重大な違反のあったとき
- (2) 本規約に違反し、幹事会から相当の期間を定めて是正を求められたにも関わらず、なお是正されないとき
- (3) 本会の名誉・信用を著しく傷つけたとき、またはその恐れのある行為があったとき

2 幹事会は、前項の規定により本会員が除名されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(退会の制限)

第8条 一般会員は、本会の定める退会手続きを行い、これを幹事会が承認した場合または前二条の規定に該当する場合のほかは、本会を退会することができない。

(幹事会)

第9条 本会には、一般会員の中から選任された幹事をもって組織する幹事会を置き、本活動に関する重要な事項を決定するほか、事務局を設けて庶務の執行にあたらせることができる。ただし幹事は、本会の常務を専決することができる。

2 幹事は4名以内とする。

(会長・副会長)

第10条 幹事会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 : 幹事の中から互選により1名を選定するものとし、会長は、対外関係において本会を代表するほか、本会の総会および幹事会の議長を務めるものとする。
- (2) 副会長 : 幹事の中から互選により1名を選定するものとし、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行するものとする。

(幹事会の招集)

第11条 会長は、必要があるときはいつでも幹事会を召集することができる。

2 前項のほか、会長は、2名以上の幹事が幹事会に付議すべき事項および招集の理由を記載した書面を提出して幹事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に幹事会を招集しなければならない。

- 3 会長は、幹事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して7日前までに到達するように、幹事に対して、会議に付議すべき事項、日時および場所を示した招集状を送付しなければならない。

(幹事会の定足数および議決)

第12条 幹事会は、幹事全員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 幹事は、会長が書面、FAX または電子メール(以下、書面等という)による議決権の行使を認め、その旨を記載した招集状を送付したときは、書面等を議長に提出し、その議決権を行使することができるものとする。この場合において、議決権の行使のための書面等を提出した幹事は、その幹事会に出席したものとみなす。

(幹事会の議決事項)

第13条 次の各号に掲げる事項については、幹事会の決議を経なければならない。

- (1) 入退会の承認
- (2) 会員種別の決定
- (3) 一般会員の分科会への所属および脱退の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 略称等の決定
- (6) 本活動のため必要な規則の制定
- (7) 会長・副会長・幹事の選任
- (8) その他の総会において幹事会の議決を経なければならないと定めた事項

(幹事会の議事録)

第14条 幹事会の議事については、その経過の要領およびその結果を記録した議事録を作成し、議長および出席した幹事の1名がこれに署名のうえ、別途定める場所において保管するものとする。

(監事)

第15条 本会には、本会の会計を監査する監事を置く。

- 2 監事は、一般会員の中から互選により1名を選定するものとする。

(任期)

第16条 会長、副会長、幹事および監事(以下、役員という)の任期は2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残期間とする。

- 2 前項の任期は、選定または互選の日から起算する。ただし、選定または互選が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日翌日から起算する。
- 3 役員は、再任することができる。

(後任者)

第17条 役員が任期満了により退任する場合は、当該役員の退任時まで、一般会員または幹事から後任者を選任するものとする。

- 2 会長、副会長または監事が、在任中に退会または辞任するなど欠員を生じた時は、すみやかに一般会員または幹事から後任者を選定するものとする。

(総会)

第18条 本会の総会は、一般会員全員で組織する。

(総会の招集)

第19条 会長は、年1回、定例総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、幹事会で議決されたときまたは一般会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を招集するものとする。
- 3 会長は、総会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して7日前までに到達するように、一般会員に対して、会議に付議すべき事項、日時および場所を示した招集状を送付しなければならない。

(総会の議決事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 収支の決算および予算
- (2) 本規約の改定
- (3) 解散
- (4) 一般会員の3分の1以上の請求のあった事項
- (5) 監事の選任
- (6) 会費額の決定
- (7) その他の総会において総会の議決を経なければならないと定めた事項

(総会の定足数および議決)

第21条 総会は、一般会員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとし、総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席一般会員の過半数をもって決する。

- 2 前項の定めにかかわらず、前条第3号に定める事項については、全一般会員の3分の2以上の賛成により決するものとする。

- 3 一般会員は、幹事会が書面等による議決権の行使を認めたときにおいて、会長がその旨を記載した招集状を送付したときは、書面等を議長に提出し、その議決権を行使することができるものとする。この場合において、議決権の行使のための書面等を提出した一般会員は、その総会に出席したものとみなす。

(議決権)

第22条 一般会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、その経過の要領および結果を記録した議事録を作成し、議長および出席した一般会員の1名が署名のうえ、別途定める場所において保管するものとする。

(会費)

第24条 一般会員は、本会对し、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 本会の経費には前項の会費を充てるものとする。
- 3 剰余金が生じた場合は、翌年度に繰り越されるものとし、不足金が生じた場合は、一般会員全員で均等に負担するものとする。
- 4 本会を退会し、または本会からの除名を受けた場合といえども、退会または除名のときまでに当該会員が既に納入した会費は、返還されないものとする。

(会計)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

- 2 前項に関わらず、初年度の始期は、この本会成立の日とする。

(ワーキンググループ等に関する事項)

第26条 本事業等に要する費用の負担、本事業等から生じた著作権もしくは特許権等の知的財産権の取り扱い、または本事業等に関する情報の取り扱い等、本事業等の運営に関する事項については、各ワーキンググループ等に所属する一般会員間で協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第27条 本会員は、本会において知り得た本活動または他の会員(以下、開示者という)に関する一切の事項(以下、秘密事項という)を、開示者に無断で第三者に開示または漏洩等してはならない。ただし、次の各号に掲げるものは、秘密事項に含まれないものとする。

- (1) 知り得た時に既に公知となっていたもの

- (2) 知り得た時に既に保有していたもの
  - (3) 知り得た時に開示者から本秘密情報にあたらぬ旨の通知を受けたもの
  - (4) 知り得た後、自らの責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
  - (5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの
- 2 本会員が、法令に基づき秘密事項を開示しなければならない場合、速やかに開示者に書面で通知し、当該開示について最小限の開示に止めるよう努めるものとする。この場合、本会員は、法令による秘密事項の開示の結果、当該秘密事項が公知となる場合を除き、当該秘密事項をさらに開示してはならない。
- 3 本会は、本会員に対し、秘密事項の取り扱いについて定めた誓約書の提出を別途求めることができるものとし、本会員は、本会が当該誓約書の提出を求めたときは、当該求めに応じ、当該誓約書を提出しなければならない。
- 4 第1項の定めは、本会員が退会し、または本会が解散した場合も、なおその効力を有するものとする。

#### (知的財産権)

第28条 本活動により生じた著作権、商標権等の知的財産権(以下、本会の知的財産権という)については、別途定めのない限り、一般会員全員で共有するものとし、その取り扱いについては、別途本会の定める規定に従うものとする。

- 2 本会員が本会を退会することとなったときは、本会の知的財産権の持分を放棄するものとし、当該持分は、他の一般会員に均等に分配されるものとする。

#### (協議事項)

第29条 本規約および本規約に付随する規定ならびに幹事会が決議した事項の解釈について疑義があるときは、幹事会がその解釈を決定する。

#### <附則>

第1条 本会設立時の幹事は、次の通りとする。

豊田市  
中部電力株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
株式会社ドリームインキュベータ

第2条 本会設立時の会長及び副会長は、次の各号の通りとする。

- (1) 会長 豊田市
- (2) 副会長 トヨタ自動車株式会社